

『働く』

応援団



このパンフレットは、障がい者本人が安心して働いていけるよう企業の皆様を応援することを目標に作成されました。



1：先ず何から始めたら良い？	P.1
2：就労支援事業所への委託とは何ですか？	P.2
3：募集時や面接時に気を付けることは？	P.3
4：対応に困ったらどこに相談したら良い？	P.4
5：支援機関ってどんなところがあるの？	P.5
6：実際に企業で働いている障がい者の声	P.8

〔参考資料〕

※ 公的な助成について

1 : 先ず何から始めたら良い?



障がい者の就労を支援するためには？

相 談 受 付

一時的な相談は『働く』応援団の事務局で受け付け相談内容に応じてハローワークや就労支援事業所を紹介します。

就労支援事業所への委託
(施設外就労または内職発注)

雇用したい
(様々な支援制度がありますので、ハローワークにご相談ください)

働く応援団で情報共有し
各就労支援事業所で検討

ハローワークに
障がい者求人を提出

事務局から企業へ返答

雇用契約の締結

企業、就労支援事業所間で
契約後、支援開始

雇用開始
※相談に応じ、福祉機関による就労支援が受けられます。

2：就労支援事業所への委託とは何ですか？



企業が行う業務の一部を就労支援事業所に委託することができます。

※委託の内容については以下の方法があります。

- 1 「施設外就労」 就労支援事業所職員と利用者数名がユニットを組み企業内で働いてもらう方法。
- 2 「内職発注」 仕事を就労支援事業所に発注して事業所内で仕事をしてもらう方法。

〔現在、志摩市内の就労支援事業所が委託されている仕事例〕

○施設外就労

- ・アオサほぐし
- ・箱詰め
- ・網たたみ
- ・アオサ並べ（乾燥させる）
- ・牡蠣養殖作業（貝殻清掃）
- ・ホテルのリネン回収
- ・ペットボトルラベルはがし
- ・農作業（さとうきび畑）
- ・清掃作業（墓地・トイレ等）

○内職受注

- ・トレーシール貼り
- ・クッキー作成
（ホテルのウェルカムクッキー、お土産用、ペット用）
- ・お弁当注文
- ・電気部品の組み立て
- ・商品の袋詰め（100円ショップ商品等）
- ・ネジの箱入れ

※上記以外の作業内容についてもご相談に応じ、対応させてもらっています。

3：募集時や面接時に気を付けることは？



相談機関：ハローワーク

面接時に配慮が必要な情報を教えてもらえます。

基本的には通常の採用選考と同じと考えてもらってかまいませんが、障がい者の面接時には、障がいの特性に応じた配慮が必要になります。

障害者差別解消法により事業主には障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供が義務となっています。

そのため、障がいの程度、生活上の困りごと、緊急時の対応方法等を把握しておく必要があります。

採用後、本人の能力に応じた業務についてもらうためにいろいろな情報や確認が必要になります。

本人やハローワーク等と相談を行ってください。

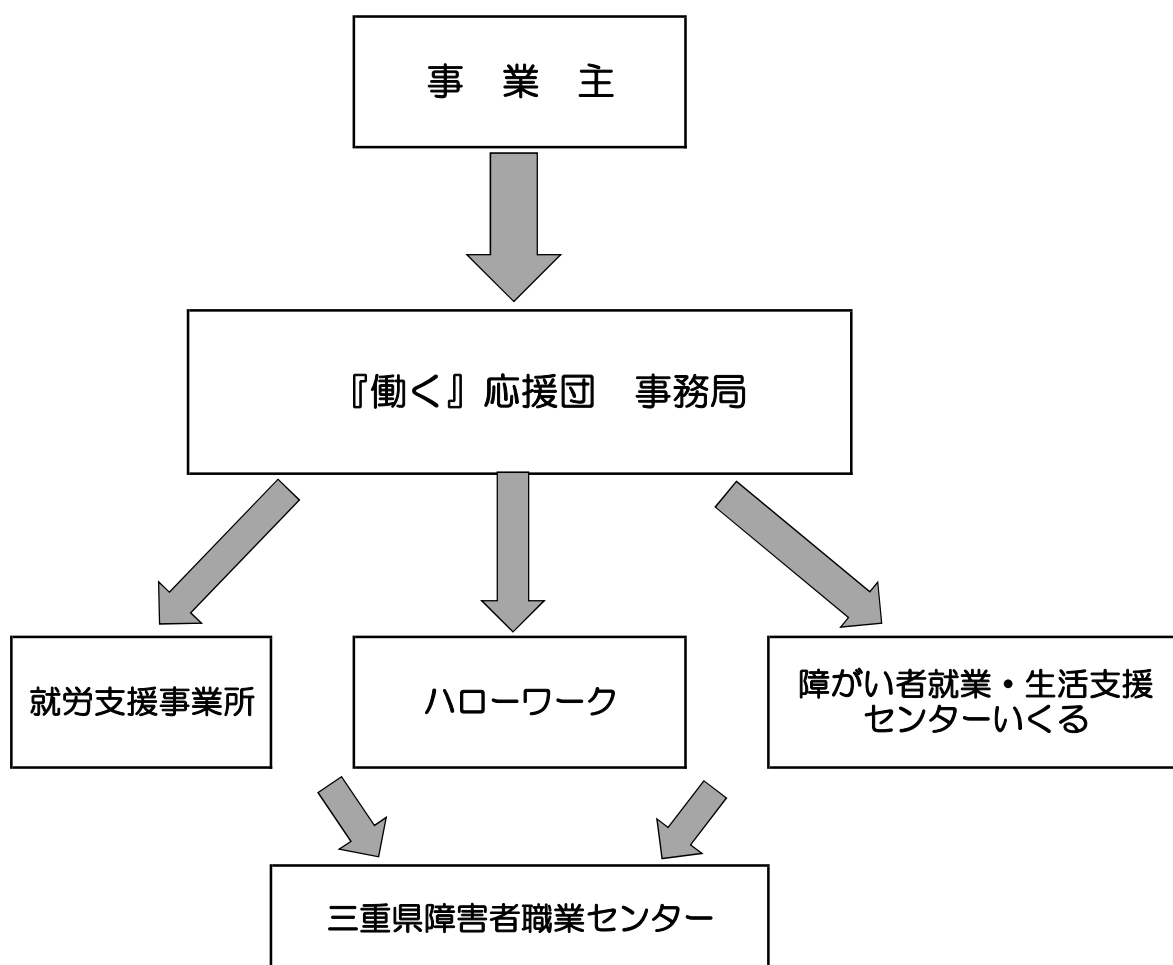
4：対応に困ったらどこに相談したら良い？

- どんな仕事を任せたら良いのかな？
- どんな接し方や指導をしたら良いのかな？
- 定着してもらうためにはどうしたら良いのかな？



相談機関：「働く」応援団 事務局

役割：一次相談を受け、必要に応じて助言や他機関の紹介を行います。



5：支援機関ってどんなところがあるの？

相談機関： いくる
職業センター
就労支援事業所



役割： 障がい特性、その人の得意なことや苦手なことを伝え、一緒に考えていきます。

1、いくるとは？

雇用・福祉・教育・医療等の関係機関の人たちと協力しながら障がいのある方が働いたり、生活をしていくための相談・助言・実習場所を一緒に考えてもらえます。

〔具体的な支援例としては〕

登録者への支援

ご本人にどのような仕事が合っているのか、どんな求人があるのか仕事や働くことについて一緒に考えます。
職場見学や実習の調整や同行など就職に向けてのサポートを行います。
職場訪問、面談等で相談にのり、働き続けることが出来るようにお手伝いします。
就業に伴う生活上の悩みや困っていることの相談、アドバイスをいたします。

事業主への支援

障がいのある方を採用される際の相談をお受けします。
障害雇用助成制度活用など必要な情報を提供します。
職場訪問など障害のある方の雇用後のアドバイスをいたします。
障害特性や合理的配慮、対応方法などの職員研修を行います。

名称：障がい者就業・生活支援センターいくる
住所：伊勢市曾祢1-13-5
TEL：0596-65-7178
開所時間：月～金 9：00～17：00
土日祝、年末年始休み



2、職業センターとは？

障がい者が職場に適応できるように、ジョブコーチが現場に出向いて直接支援を行います。
障がい当事者によって変わって仕事をするということではありません。

〔具体的な支援例としては〕

○当事者への支援例

- 仕事に適応するための支援。
（作業能率を上げる、作業のミスを減らす）
- 人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援。

○事業主への支援例

- 障がいを適切に理解し配慮するための助言。
- 仕事の内容や指導方法を改善するための助言・提案。

○家族への支援例

- 対象障がい者の職業生活を支えるための助言。

名称：三重県障害者職業センター
住所：津市島崎町327-1
TEL：059-224-4726
開所時間：月～金 8：45～17：00
土日祝、年末年始休み

3、就労支援事業所とは？

就労支援事業所には主に以下の種類があります。

【就労継続支援A型】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練とその他の必要な支援を行う。

【就労継続支援B型】

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者につき、生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

【就労移行支援】

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て、通常の事業所等に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることで生じる日常生活または社会生活を営むうえでの各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。

【就労選択支援】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する。

6：実際に企業で働いている障がい者の声



Q1 いろいろな人から指示が出るとどうしたら良いか迷ってしまう。

- A1
- 指示を出す担当者が決まっていると相談しやすい。
 - 普段からコミュニケーションを取ってくれていると、困ったときに相談しやすい。
 - 指示を出すときは、他の職員からどのように指示が出されているか確認をしてから指示を出すようにしてほしい。

Q2 他に働いている方と仕事が異なっていて、自分の仕事は役に立っているのか、必要な仕事と見てくれているのか不安がある。

- A2
- 成果を認めてもらったり、褒めてもらえるとうれしい。
 - 成果が見えてくると自信になる。

Q3 職場の人が障がいについて理解してくれて良かった。

- A3
- こまめに休憩時間を取るなどの配慮をしてくれたので働きやすい。
 - わかりやすい言葉で、仕事を丁寧に教えてくれたので理解できた。
 - 出来る仕事をするように配慮をしてくれている。
 - 自分の気持ちを聴く時間を取るようになってくれている。
 - 就労するまで支援をしていた機関と連携を取ってくれている。
 - ありがとう、えらいね、あなたがいないとやっていけないとか褒められる、必要とされる一声がうれしい。
 - 通院等で必要な休みを配慮してもらえて良かった。

参考資料

雇用のための支援制度

○雇用関係助成金について

※それぞれ要件がありますので、ハローワークへお問い合わせください。

★特定求職者雇用開発助成金

*特定就職困難者コース

障がい者などの就職が特に困難な人をハローワーク又は民間の職業紹介事業所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成します。

★トライアル雇用奨励金

*障害者トライアルコース

就職が困難な障がい者をハローワーク又は民間の職業紹介により、一定期間試行雇用を行う事業主に助成します。

*障害者短時間トライアルコース

週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら週20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成します。

○障害者委託訓練

企業をはじめ、社会福祉法人等、地域の多様な職業現場で職業訓練を行い、就職に必要な知識や技術を習得することを目的としています。

○職場実習制度

企業において、障がい者の就労体験の場を提供することで企業が障がい者本人やその保護者、支援者との相互理解を深めることを目的とした制度です。

ご協力いただいた事業主（一定の要件を満たした事業主）には、協力謝金を支給いたします。

○特定短時間労働者の雇用率算定について

令和6年度から重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者の算定率が変わりました。

週所定労働時間	30H以上	20H以上30H未満	10H以上20H未満
身体障がい者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
知的障がい者	1	0.5	-
重度	2	1	0.5
精神障がい者	1	0.5※	0.5

※0.5ではなく、1カウントとする措置は当分の間、延長されている。

障がいのある人が、その個人の能力と
適性に合った雇用の場に就き、地域で
自立した生活を送ることができるよう
雇用が促進されることを願います。

発行元：志摩市地域自立支援協議会

「働くプロジェクト」

事務局：志摩市障がい者相談支援センター こだま

TEL：0599-44-3880

FAX：0599-44-3885

令和8年4月発行